

第百七十一回国
参議院農林水産委員会會議録第七号

平成二十一年四月九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月八日

辞任

中谷 智司君

補欠選任

小川 勝也君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

平野 達男君

郡司 彰君

高橋 千秋君

加治屋義人君

佐藤 昭郎君

委員

岩本 司君

小川 勝也君

大河原雅子君

金子 恵美君

亀井亜紀子君

主演 了君

姫井由美子君

舟山 康江君

岩永 浩美君

野村 哲郎君

牧野たかお君

山田 俊男君

風間 昶君

草川 昭三君

紙 智子君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

農林水産大臣

石破 茂君

筒井 信隆君

副大臣

農林水産副大臣

近藤 基彦君

大臣政務官

農林水産大臣政務官

野村 哲郎君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 朝雄君

本日の會議に付した案件

○米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平野達男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、中谷智司君が委員を辞任され、その補欠として小川勝也君が選任されました。

○委員長(平野達男君) 米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律案、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。石破農林水産大臣。

○国務大臣(石破茂君) 米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。
世界の食料需給が中長期的に逼迫するおそれが

ある中、食料の多くを海外に依存している我が国において、将来にわたって国民への食料の安定供給を確保するためには、国内農業の食料供給力を強化し、食料自給率を向上させることが必要であります。

このため、本年を水田フル活用への転換元年と位置付け、連作障害がなく半永久的に使い続けることが可能な、我が国の貴重な食料生産基盤である水田をフル活用し、自給率の低い大豆、麦等の生産拡大を図るとともに、米粉用、飼料用米等の本格生産を今後継続して推進することとし、関係者が米粉用、飼料用米等に安心して取り組むことができるよう、この法案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、水田の有効活用等に配慮しつつ、米穀の新旧用途への利用の促進の基本的な方向等についての基本方針を定めることといたしております。

第二に、新旧用途に用いる米穀の生産から米粉、飼料等の製造等までの一連の行程の改善を図るため、米穀の生産者と米粉等の製造事業者が連携した取組に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることといたしております。また、民間企業等が米粉及び飼料等の原材料に適した稲の新品種の育成を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとしております。

第三に、農林水産大臣の認定を受けた計画に基づく取組を進めるため、農業改良資金の償還期間の延長、稲の新品種の出原料の減免等の法律の特別措置を講ずることといたしております。
続きまして、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案につきまし

て、提案の理由及びその主要な内容を御説明申し上げます。

昨年の事故米穀の不正規流通問題においては、流通ルートの解明に時間を要し、また、米穀を原材料として使用している食品の原料米の産地が分からなかったことなどから、米製品全般にわたって消費者の不安が生じたところであります。

このような状況を踏まえ、国民の主食であり、国内で唯一自給可能な穀物である米穀について、食品事故などの問題事象が発生した場合に、流通ルートを迅速かつ的確に特定し、関係法律による措置を適切に実施できるようにするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進することを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、米穀等を取り扱う事業者は、米穀等について取引等をしたときは、その取引等に係る情報を記録、保存しなければならないことといたしております。

第二に、米穀等を取り扱う事業者は、その産地を識別することが重要と認められる米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、米穀等の産地を一般消費者に伝達しなければならないこととし、主務大臣はその違反者に対して勧告及び命令を行うことができることといたしております。

続きまして、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。
米穀は、国民の主食であり、最も安心して食べたい食物であるとともに、我が国農業の基幹作物でもあることから、その適正かつ円滑な流通を図ることが重要であります。しかしながら、昨年の

事故米穀の不正規流通問題の発生により、非食用として販売された米穀が食用に転売されるなど、事業者による不適正な行為が明らかとなり、米穀の流通に対する国民の信頼が大きく揺らぐこととなったところであります。

このため、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図ることを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定めることができることとし、その違反者に対し勧告及び命令を行うことができることとしたしております。

第二に、立入検査の拒否に対する罰則として懲役刑を導入するなど、罰則の強化を行うこととしております。

以上が、これら三法案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(平野達男君) この際、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員簡井信隆君から説明を聴取いたします。簡井信隆君。

○衆議院議員(簡井信隆君) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案に対する衆議院の修正について、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の内容は、法律案の附則における政府が検討すべき事項に、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食品品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並

びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると思われるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨を追加することであります。

何とぞ御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長(平野達男君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分についての説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、米穀の新用途への利用の促進に関する法律案

一、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案

一、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案
米穀の新用途への利用の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、我が国の水田が農業生産及び食料の供給に果たす役割の重要性にかんがみ、水田の主要な生産物である米穀の新用途への利用を促進するための措置を講ずることにより、米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、水田の有効活用に寄与し、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新用途米穀加工品」とは、米穀粉、飼料その他の米穀の加工品であつて、その普及により米穀の新用途への利用が促進されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

2 この法律において「新用途米穀」とは、新用途米穀加工品の原材料として用いられる米穀をいう。

3 この法律において「生産者」とは、新用途米穀の生産の事業を行う者又は農業協同組合その他の政令で定める法人で当該生産の事業を行う者を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(以下「農業協同組合等」という。)をいう。

4 この法律において「製造事業者」とは、新用途米穀加工品の製造の事業を行う者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で当該製造の事業を行う者を構成員とするもの(以下「事業協同組合等」という。)をいう。

5 この法律において「特定畜産物等」とは、新用途米穀加工品である飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原材料とする加工品であつて、農林水産省令で定めるものをいう。

6 この法律において「促進事業者」とは、次に掲げる者又は事業協同組合その他の政令で定める法人でこれらの者を構成員とするもの(以下「促進事業協同組合等」という。)をいう。

一 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造又は販売の事業を行う者

二 特定畜産物等の生産又は販売の事業を行う者

7 この法律において「生産製造連携事業」とは、生産者及び製造事業者(促進事業者が第二号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、生産者、製造事業者及び促進事業者)が、第一号並びに第二号イ及びロに掲げる措置のすべて(促進事業者が同号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、第一号並びに第二号イ、ロ及びハに掲げる措置のすべて)を行うことにより新用途米穀の

生産から新用途米穀加工品の製造までの一連の行程(促進事業者が同号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産又は販売の行程を含む。)の総合的な改善を図る事業をいう。

一 生産者と製造事業者との間における新用途米穀の安定的な取引関係の確立

二 前号に掲げる措置を行うために必要な次に掲げる措置

イ 新用途米穀加工品の原材料に適する新たな稲の品種の導入、新用途米穀の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の導入その他の製造事業者の需要に適切に対応した新用途米穀の生産を図るための措置

ロ 新用途米穀加工品の製造に要する費用の低減に資する製造の方式の導入又は施設の整備その他の新用途米穀加工品の製造の高度化を図るための措置

ハ 新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産の高度化又は需要の開拓を図るための措置であつて、米穀の新用途への利用の促進に特に資するもの

8 この法律において「新品種育成事業」とは、新用途米穀加工品の原材料に適する稲の新品種の育成をする事業であつて、米穀の新用途への利用の促進に特に資するものをいう。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向

二 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

同法第四条中「一農業者等」とあるのは「一認定製造事業者等」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の認定生産製造連携事業を実施する農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金助成法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあっては、その構成員を含む。）が認定生産製造連携事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例）

第九条 生産者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について第五条第一項の認定を受け、又は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の特例）

第十条 製造事業者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、飼料の製造の事業についての飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十条第一項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について第五条第一項の認定を受け、又は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、飼料の製造の事業についての飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第五十条第一項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

（食品流通構造改善促進法の特例）

第十一条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（以下この項において「食品製造業者等」という。）が実施する認定生産製造連携事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 食品製造業者等が実施する認定生産製造連携事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定生産製造連携事業に参加すること。
- 三 認定生産製造連携事業を実施する食品製造業者等の委託を受けて、認定生産製造連携事業計画に従つて施設の整備を行うこと。

四 認定生産製造連携事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第二項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）第十一條第一号に掲げる業務
第十四条第二項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び利用促進法第十一条第一号に掲げる業務
第十八条第二項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は利用促進法第十一条第一項各号に掲げる業務
第二十條第二項第三号	この章	この章若しくは利用促進法
第二十条第一項第四号	第十四条第一項	第十四条第一項（利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十一条第一号	第十三条第一項、第十四条第一項	第十三条第一項若しくは第十四条第一項（これらの規定を利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十三条第一号	第十八条第一項	第十八条第一項（利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）
第二十三条第二号	同項	第十八条第一項
第十九条		第十九条（利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（種苗法の特例）

第十二条 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種

登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業を行う認定育成事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者

二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業を行う認定育成事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができ、

一 その登録品種の育成をした者
二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

（国の施策）
第十三条 国は、米穀の新用途への利用を促進するため、情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるとともに

に、米穀の新用途への利用の促進の意義に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

（資金の確保）
第十四条 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画に従つて行われる生産製造連携事業又は新品種育成事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

（指導及び助言）
第十五条 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画に従つて行われる生産製造連携事業又は新品種育成事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）
第十六条 農林水産大臣は、認定事業者又は認定育成事業者に対し、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画の実施状況について報告を求めることができる。

（権限の委任）
第十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

（罰則）
第十八条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）
第三条 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。
第四十条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」を「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第 号）に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）
第四条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
第二百二十四条第二項第三号中「第十一条第一項」の下に「又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第 号）」

第八号第一項」を加える。
第二百二十七条第一項第一号二中「第十一条第一項」の下に「又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八号第一項」を加える。

（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案）
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

（目的）
第一条 この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もつて国民の健康の保護、消費者の利益の

増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「米穀等」とは、米穀及び米穀を原材料とする食料品（米穀並びに薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。以下同じ。）であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「米穀事業者」とは、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。

3 この法律において「指定米穀等」とは、その流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるものをいう。

4 この法律において指定米穀等について「産地」とは、指定米穀等が米穀である場合にあってはその産地をいい、飲食料品である場合にあっては当該飲食料品の原材料である米穀の産地（飲食料品として輸入される指定米穀等であつてその原材料である米穀の産地が明らかでないものその他の主務省令で定める指定米穀等）にあっては、主務省令で定める事項）をいう。

（取引等の記録の作成）
第三条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称（指定米穀等）にあっては、その名称及び産地、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における前項の規定の適用については、同項中「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者にあっては「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しの委託」と、米

穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者であつては「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

(米穀事業者間における産地情報の伝達)

第四条 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者についての前項の規定の適用については、同項中「譲渡し」とあるのは、「譲渡しの委託」とする。

(搬出、搬入等の記録の作成)

第五条 米穀事業者は、米穀等について搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、第三条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により当該行為について記録を作成しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その名称、数量、年月日(亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期、搬出及び搬入をした場所(他の米穀事業者との間で搬出入をしたときは、相手方の氏名又は名称及び搬出又は搬入をした場所)その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、少量の米穀等について廃棄又は亡失をした場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(記録の保存)

第六条 米穀事業者は、第三条第一項及び前条の規定による記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(米穀事業者の努力)

第七条 米穀事業者は、第三条第一項及び第五条の規定による記録のほか、米穀等に関し、保管

の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。(一般消費者に対する産地情報の伝達)

第八条 米穀事業者(他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。)は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従つて当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

2 前項の場合において、米穀事業者が販売又は提供をする指定米穀等について、その産地の情報を一般消費者が知ることができるようになる措置として主務省令で定めるものがとられている場合であつて、当該米穀事業者が、主務省令で定めるところにより、当該情報を知らせることができる方法を当該一般消費者に伝達したときは、当該米穀事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

3 前二項の規定は、主務省令で定める規模その他の要件に該当する米穀事業者が指定米穀等(料理、酒類その他の主務省令で定めるものに限る。)について一般消費者への提供をする場合については、適用しない。

(勧告及び命令)

第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の

規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他の米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第十一条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。

一 第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(第四条、第八条又は第九条の規定を施行するために行うものに限る。)に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

二 前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査(前号に掲げるものを除く。)に関する事項

事項 農林水産大臣
2 第九条第一項及び前条第一項の規定による主務大臣の権限は、前項本文(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、内閣総理大臣又は農林水産大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定により単独で第九条第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その勧告の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

4 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5 次の各号に掲げる大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める大臣に対し、前条第一項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

一 内閣総理大臣又は農林水産大臣 財務大臣

二 財務大臣 内閣総理大臣又は農林水産大臣

6 前項の規定により要請を受けた大臣は、当該要請を受けて講じた措置を、内閣総理大臣又は農林水産大臣の要請を受けて講じたものにあつては内閣総理大臣及び農林水産大臣に、財務大臣の要請を受けて講じたものにあつては財務大臣に通知するものとする。

7 この法律における主務省令は、内閣府令・農林水産省令・財務省令とする。ただし、第三条第一項、第五条及び第六条に規定する主務省令は、農林水産省令・財務省令とする。

8 内閣総理大臣は、この法律に規定する権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

9 財務大臣は、政令で定めるところにより、こ

の法律に規定する権限の全部又は一部を国税庁長官に委任することができる。

10 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、これを地方支分部局の長に委任することができる。

11 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(罰則)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項又は第五条の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者

二 第四条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達をした者

三 第六条の規定に違反した者

四 第九条第二項の規定による命令に違反した者

五 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条。及び第五條、項

二 第二条第三項及び第四項、第四条、第八条、

第九条、第十二条第二号及び第四号、次条並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前に国内において譲渡し(譲渡しの委託を含む。)をされた米穀等及び当該米穀等を原材料とする飲食料品であつて、指定米穀等であるものについては、指定米穀等でない米穀等とみなして、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第三条第一項並びに第十一条第五項及び第六項の規定の適用については、第三条第一項中「名称(指定米穀等にあつては、その名称及び産地)とあるのは「名称」と、第十一条第五項及び第六項中「内閣総理大臣又は農林水産大臣」とあり、並びに同項中「内閣総理大臣及び農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣」とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するもののほか、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討

を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(消費者庁設置法の一部改正)

第六条 消費者庁設置法(平成二十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第 号)の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定

米穀等の産地の伝達(酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。)に關すること。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

「第一款 生産調整方針(第五条―第七条)」を
第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を

行う者の遵守事項(第七條の二・第七條の三)」に改める。

第二章第二節第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

(遵守事項)

第七條の二 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に關し遵守すべき事項を定めることができる。

(勧告及び命令)

第七條の三 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が前条の農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に對し、期限を定めて、その業務の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十七條第一項中「第五十八條」を「第五十

九條」に改める。

第五十三條の見出しを「都道府県が処理する事務等」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第五十六條中「第三十八條」を「第七條の三第二項又は第三十八條」に改める。

第五十七條中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十八條を削る。

第五十九條中「忌避した者は、三十万円」を「忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は五十万円」に改め、同条を第五十八條とし、同条の次に次の一條を加える。

第五十九條 第四十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、五十万円以下の罰金

に処する。 第六十条中「第五十五条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対しても、を」に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。 一 第五十六条（第七条の三第二項に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑 二 第五十五条、第五十六条（第七条の三第二項に係る部分を除く。）又は前三条 各本条の罰金刑 第六十二条中「十万円」を「二十万円」に改める。			
附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第二節第一款の次に一款を加える改正規定並びに第五十三条、第五十六条及び第六十条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 （経過措置） 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。			